

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）を当社の口座でお預りする料金（口座管理料）は、無料としております。
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預りについても、料金は頂戴しておりません。
- ・ 保管振替機構を通じた株式の他社移管については、1 銘柄 1 単元 1,050 円（税込）1 単元増える毎に 525 円を加算（税込）
※1 銘柄上限 6,300 円（税込）
※公開買付（TOB）への申込のときは無料

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

- ① 当社の証券取引サービス取引取扱規定第 21 条に掲げる以下の事由に該当した場合は、この契約は解約されます。主なものは以下のとおりです。
 - ・ お客様が当社所定の手続きにより、当社がお客様に提供するインターネットを利用した証券取引サービス（以下「証券取引サービス」という。）の解約を申出たとき。
 - ・ お客様が証券取引サービス取引取扱規定に定めるいずれかの事項に違反し、当社が、期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず是正されないとき。

- ・お客様が支払の停止をし、またはお客様について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ・お客様が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ・お客様が証券取引サービスを利用して、マネーロンダリングなどの違法行為または公序良俗に反する行為をしたとき。
- ・当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し証券取引サービスの提供を終了したとき。

当社の概要

商号等	株式会社 証券ジャパン 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	監査部03-3668-2219又はお取引のある営業店にご連絡ください。

以上

平成24年3月1日改訂